
参考文献

- 1) 富士山ハザードマップ検討委員会報告書、平成 16 年 6 月、富士山ハザードマップ検討委員会
- 2) 富士山火山広域防災対策検討会報告書、平成 17 年 7 月、富士山火山広域防災検討会
- 3) 富士山火山広域防災対策基本方針、平成 18 年 2 月、中央防災会議
- 4) 噴火時の避難に係る火山防災体制の指針、平成 20 年 3 月、火山情報等に対応した火山防災対策検討会
- 5) 噴火時等の具体的で実践的な避難計画策定の手引き、平成 24 年 3 月、火山防災対策の推進に係る検討会
- 6) 大規模火山災害対策への提言、平成 25 年 5 月、広域的な火山防災対策に係る検討会
- 7) 避難行動要支援者の避難支援に関する取組指針、平成 25 年 8 月、内閣府（防災担当）
- 8) 富士山火山噴火に対する避難支援計画、平成 26 年 1 月 8 日、東部地域相互応援協定連絡協議会
- 9) 火山防災応急対策対処方針、平成 26 年 3 月、中央防災会議主事会議
- 10) 山梨県災害時避難対策指針、平成 25 年 3 月改正、山梨県
- 11) 災害時ボランティア受け入れ手引き（平成 25 年度改訂版）、静岡県危機管理部、静岡県社会福祉協議会・静岡県ボランティア協会
- 12) 山梨県地域防災計画、平成 26 年 3 月
- 13) 静岡県地域防災計画、平成 26 年 6 月
- 14) 神奈川県地域防災計画、平成 24 年 12 月

用語の解説

本計画で使用する主な用語の意味は、以下のとおりである。

<富士山火山広域避難計画>

■あ行

一時集結地

広域避難者が、目的地である受入市町村の避難所に避難する前に一旦集合する中継地点。原則として受入市町村内に設ける。

受入市町村

広域避難者を受入れる市町村。

受入避難所

受入市町村が、広域避難者を受け入れるために開設する避難所。

影響想定範囲

火山現象による影響が想定される範囲。なお、避難が必要とはならない範囲も含む。

屋内退避

自宅や最寄りの建築物への退避を指す。建築物の構造等の基準はない。

■か行

火山活動解説資料

気象庁が、地図や図表を用いて火山の活動の状況や警戒事項について定期的または必要に応じて臨時に解説する資料。

火山災害警戒合同会議

噴火警戒レベル4が発表され、政府の現地警戒本部が設置された場合において、議長（現地警戒本部長）の判断により開催される会議。県及び市町村の警戒本部と噴火等の兆候に関する情報等を交換し、それぞれが実施する火山防災応急対策について相互に協力することを目的とする。構成員は、国、県、市町村、火山専門家等であり、協議会の枠組みを活用した会議となる。

火山災害対策合同会議

噴火警戒レベル5が発表され、政府の現地対策本部が設置された場合において、議長（現地対策本部長）の判断により開催される会議。目的、構成員は火山災害警戒合同会議と同様。

火山の状況に関する解説情報

気象庁が、火山活動が活発な場合等に火山の状況を知らせる情報。噴火や噴煙の状況、火山性地震・微動の発生状況等の観測結果から、火山の活動状況の解説や警戒事項について、必要に応じて定期的または臨時に発表。

火山ハザードマップ

火山現象（火砕流、大きな噴石、溶岩流、融雪型火山泥流、降灰等）が到達する可能性がある範囲等を地図上に表記したもの。

緊急交通路

災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、災害対策基本法第76条第1項に基づき、公安委員会が、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のために指定する路線と区間。緊急通行車両（緊急自動車、災害対策基本法に基づく標章を掲示している車両等）以外の一般車両の通行が禁止、制限される。

県（各県）

本計画では、県とは山梨県、静岡県、神奈川県の3県を指す。

堅牢な建物

鉄筋コンクリート造等の建築物。融雪型火山泥流及び降灰からの避難先。

広域避難

自市町村から、他の市町村への避難。

広域避難計画

複数の市町村を対象に、富士山ハザードマップや噴火警戒レベル等に基づき、想定される火山現象から避難すべき範囲と避難時期等を具体的に示した避難計画。

広域避難ルート

実際に避難する際の広域避難路の経路（ルート）。

広域避難路

広域避難を行う上で軸となる避難路。本計画では、主に幹線道路を広域避難路として指定する。なお、避難時の渋滞や公安委員会により緊急交通路に指定された場合を考慮して多重化している。

合同会議

火山災害警戒（対策）合同会議の略称として本計画で使用。会議の詳細は各項目を参照。

降灰予報

気象庁が発表する、降灰の範囲と3階級に区分した降灰量、小さな噴石の落下範囲等を予想した情報。活動の高まった火山を対象に降灰予報（定時）が、噴火した場合には降灰予報（速報）と（詳細）が発表される。

■さ行

自主避難者

避難勧告等の発令前に親戚・知人宅及び宿泊施設等（市町村避難所以外）へ自己責任で自主的に避難する者。

市町村

本計画では、一般的な総称としてのみ使用し、目的ごとに使用する際は、富士山周辺市町村、避難実施市町村、受入市町村と区別して使用する（詳細は各項目を参照）。

■た行

登山道（登山口）

観光客・登山者が、登山口（五合目）から富士山頂まで登るための道を登山道という。吉田ルート、須走ルート、御殿場ルート、富士宮ルートの4つの登山道がある。

道路管理者

本計画では、国・県・市町村の道路管理者、NEXCO 中日本及び県道路公社を指す。

土砂災害緊急情報

重大な土砂災害が切迫している状況において、火山噴火に起因する土砂災害等について国土交通省が行う緊急調査に基づき提供される、被害の想定される区域・時期に関する情報。

土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危険が生じるおそれがあると認められる区域。

土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報。

土砂災害防止法

正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」。土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等の対策を推進しようとするもの。

ドリルマップ

溶岩流、降灰などの火山現象が及ぶ範囲を数値シミュレーションなどによって描いた分布図。噴火時の応急対策を検討する際の演習問題という性格を有することからドリルマップと表現されている。

■は行

避難実施市町村

富士山の火山災害から住民等を広域避難させる市町村。

避難対象エリア

火山現象からの避難が必要な範囲。溶岩流等に対しては第1次から第4次Bの5つに区分し、他に融雪型火山泥流、降灰、降灰後土石流のそれぞれに対して設定している。

避難未実施者

市町村が、入山規制及び避難確認等の発令並びに警戒区域の設定を行った地域において、避難していない者。災害対応で残留する者は除く。

避難行動要支援者

平成 25 年 6 月の災害対策基本法の一部改正により定められた用語で、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する「要配慮者」のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人をいう。

福祉避難所

一般の避難所では避難生活が困難な要配慮者のため、バリアフリー対策が施され、福祉サービス等が受けられるよう、予め指定された社会福祉施設等を指す。

富士山火山防災対策協議会

富士山の噴火に備え、周辺住民の避難等の火山防災対策を共同で検討するため、火山専門家、国、山梨県、静岡県、神奈川県、周辺市町村及び関係機関などが平成 24 年 6 月 8 日に設立。設立時の構成機関は 58 機関、平成 28 年度末時点で 97 機関。

富士山周辺市町村

富士山周辺 16 市町村（富士吉田市、都留市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村、身延町、小山町、御殿場市、裾野市、三島市、沼津市、長泉町、富士市、富士宮市）を指す。

ブロック

溶岩流等の避難対象エリア（第 1 次避難対象エリアから第 4 次 B 避難対象エリア）とラインに囲まれた区域。溶岩流からの避難はブロックを基本単位とする。

噴火警戒レベル

火山活動の状況に応じ、防災機関や住民等の取るべき行動を 5 段階に区分した指標。噴火警戒レベルが運用されている火山では、平常時に火山防災協議会で合意された避難開始時期や避難対象地域の設定に基づき、「警戒が必要な範囲」（生命に危険が及ぶ範囲）を明示し、噴火警報・噴火予報に含めて発表される。

噴火警報・噴火予報

噴火警報・噴火予報は、火山災害軽減のために気象庁が発表する警報または予報。噴火警報は、生命に危険を及ぼす火山現象（火砕流、大きな噴石、溶岩流、融雪型火山泥流等）に対して「警戒が必要な範囲」を示して発表される。警戒が必要な範囲が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」、及ばない場合は「噴火警報（火山口周辺）」として発表する。また、「噴火予報」は噴火警報を解除する場合等に発表される。

なお、「噴火警報（居住地域）」は、特別警報に位置づけられている。

噴火速報

気象庁が、火山が初めて噴火した場合、または継続的に噴火している火山でそれまでの規模を上回る噴火を確認した場合に、噴火が発生した事実を迅速に発表する情報。視界不良により遠望カメラでの確認ができない場合でも、地震計や空振計のデータで

推定できる場合は、「噴火したもよう」として発表される。ただし、噴火の規模が小さいなど、噴火が発生した事実を確認できない場合は発表されない。

噴火に関する火山観測報

気象庁が、噴火が発生（ごく小規模なものは除く）した時に、発生時刻や噴煙高度等を知らせる情報。

■ら行 ライン

富士山における溶岩流からの避難を考える際、山頂から放射状に延びる尾根のうち比較的大きな尾根により、溶岩流の流下が想定される範囲を17に区分したもの。火口が特定され流下する方向が予測された時点において、溶岩流からの避難対象はラインを用いて決定する。

リアルタイムハザードマップ

火山のリアルタイムハザードマップは、プレアナリシス型とリアルタイムアナリシス型に分類される。プレアナリシス型は、予め計算した結果をデータベースとして格納し、発生した火山現象により近い条件のハザードマップを検索するものであり、リアルタイムアナリシス型は、火山現象の発生が予測されたとき、その条件に応じた計算を行いハザードマップを作成するものである。

<火山現象>

■か行 火砕サージ

主に火山ガスなどの気体と、火山灰などが混じって高温・高速で流下する現象。火砕流から分離して生じる場合があり、火砕流本体よりも広範囲に到達することもある。

火砕流

火山灰や火山弾、火山岩塊などが高温の火山ガスや取り込んだ空気と一団となって時速数十 km から百数十 km の速度で斜面を流下する現象。

なお、本計画では、火砕流と火砕サージを合せて「火砕流」とする。

火山ガス

マグマに溶け込んでいたガス成分が気体となって地表に噴出したもの。

火山性地震

マグマの移動、火山ガスの移動、膨張、収縮や爆発等に伴い、火山の周辺で発生する地震。

岩屑なだれ（山体崩壊）

地震や噴火などが引き金となって、山体の一部が大規模に崩壊する現象を山体崩壊といい、それに伴い岩塊や大量の土砂等が高速で流下する現象を岩屑なだれという。

空振

噴火（爆発）等に伴って発生する空気の振動。

洪水氾濫

本計画では、大量の火山灰が川底に堆積し、河床が上昇したことにより発生する氾濫を指す。

降灰

火山灰（噴火に伴う噴出物のうち直径が約2mm以下のもの）が降下、堆積する現象。火山灰は粒径が小さいほど風によって火口から遠くまで、時には数十kmから数百km先まで運ばれる。

降灰後土石流

降灰や火砕流で流下した火山灰等が山の斜面に堆積した後に起きる土石流。

降灰に覆われた山域では、溪流内の斜面の浸透性が低下することにより、降雨時に斜面からの流水が谷筋に集中して著しく侵食が進む。このため、通常の土石流よりも弱い雨で発生し、広い範囲に流出するおそれがある。

■ さ行**水蒸気爆発**

地下水や湖等の水が、マグマによる熱で加熱され高温・高圧の水蒸気になり、急激な減圧や水蒸気圧の上昇によって体積膨張し爆発する現象。

■ た行**津波**

本計画では、岩屑なだれが湖や海域に流れ込むことによって引き起こされる津波をいう。

■ は行**噴石（大きな噴石、小さな噴石）**

噴火の際、放出される溶岩または山体を構成する岩石の破片。火山レキ（直径2mm以上）及び火山岩塊（直径64mm以上）を合わせて噴石という。このうち比較的大きく風の影響を受けにくいものを「弾道を描いて飛散する大きな噴石」、風の影響を受けて遠くまで到達するものを「風の影響を受ける小さな噴石（火山レキ）」と区別している。

大きな噴石は、火口から数km先まで飛散することがある。また、小さな噴石は、風に流され火口から10km程度の場所に降下し、被害をもたらすことがある。

■ や行**融雪型火山泥流**

積雪期に、火砕流等の熱によって斜面の雪が一気に融けて、大量の水が周辺の土砂や岩石を巻き込みながら谷筋や沢沿いを高速（時速60kmを超えることもある）で流下する現象。

溶岩流

マグマが火口から噴出し、高温の液体として地表を流れ下る現象。地形や溶岩の温度・組成等により流下速度は変化する。

溶岩流等

本計画では、火口形成、火砕流、大きな噴石及び溶岩流を統合して「溶岩流等」という。

■わ行

割れ目噴火

地表に生じた割れ目からの噴火。

改訂履歴

平成 26 年 2 月	第 1 編及び第 2 編策定
平成 27 年 3 月	第 3 編及び第 4 編策定、第 1 編 3. 追記
平成 28 年 3 月	気象庁が発表する情報の名称変更や追加等を修正（第 1、2、3 編）
平成 29 年 3 月	避難情報名称の変更や構成員追加等による修正（第 1、2、3 編）
平成 30 年 3 月	観光客・登山者の避難路としての富士山噴火時避難ルートマップの掲載 及び構成員追加等による修正（第 1、2、3 編）
平成 31 年 3 月	構成員名称変更による修正（第 1 編）